

奈良県監査委員規程第二号

奈良県監査委員事務局規程（昭和五十八年六月奈良県監査委員規程第一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県監査委員 廣野 隆 信

同 岸 秀 隆

同 安 井 宏 一

同 藤 野 良 次

第四条第一項中「課 長」を「課 長
主任調整員」に改める。

第七条中第十一項を第十二項とし、第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 主任調整員は、上司の命を受け、担任事務を整理する。